

(6月30日付保健福祉部報道資料(仮訳))

首都圏、現行の社会的距離の確保の体系を1週間維持

～(中央災難安全対策本部)～

○中央災難安全対策本部(本部長:キム・ブギョム国務総理、以下「中対本」)は、本日(6/30)の議論で、首都圏の状況が厳しく、新しい社会的距離の確保の体系を適用するものの、段階基準超過時には、首都圏を3段階に引き上げることとし、自治体別に、移行期間中、最大限防疫を強化する措置を取るとの議論を行いました。

○その後、ソウル市で、本日(6/30)の自治区会議等を通じて意見を取りまとめた結果、状況が厳しいという認識の下、社会的距離の確保の体系の適用を1週間猶予することを決定し、中対本にこのような内容が伝達されました。

－京畿道、仁川市等も状況を共有し、首都圏全体の社会的距離の確保の再編を1週間猶予することで決定しました。

－これにより**首都圏は私的な集まりを4人まで許可、遊興施設の集合禁止、カラオケ、食堂・カフェの22時までの営業時間制限等、現在の措置を1週間維持する予定**です。

○中対本も、首都圏の自治体の自律的な決定を尊重し、1週間の猶予期間を置くことに同意するものであり、首都圏の自治体とともに、首都圏の流行を安定化させることに総力を尽くします。

<出典 URL>

http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGubun=&dataGubun=&ncvContSeq=366255&contSeq=366255&board_id=&gubun=ALL#